

第 235 回 役員 会議 事 要 録

1 日 時 平成 27 年 3 月 27 日 (金) 17 : 02 ~ 17 : 28

2 場 所 事務局第 3 会議室

3 議 事

(1) 学校教育法等の改正について

理事（総務担当）から、資料 1-1 から資料 1-8 に基づき、平成 27 年 4 月 1 日から施行される学校教育法、学校教育法施行規則、国立大学法人法、国立大学法人法施行規則及び独立行政法人通則法の改正に伴う学内規則の改正について説明があり、審議の結果、異議なく了承された。

(2) 熱帯医学・グローバルヘルス研究科の設置に伴う長崎大学基本規則の改正について

理事（総務担当）から、資料 2 に基づき、医歯薬学総合研究科熱帯医学専攻及び国際健康開発研究科国際健康開発専攻を統合し、熱帯医学・グローバルヘルス研究科を設置することに伴い、国立大学法人長崎大学基本規則を一部改正することの説明があり、審議の結果、異議なく了承された。

(3) 長崎大学業務方法書の変更等について

理事（財務担当）から、資料 3-1 から 3-3 に基づき、独立行政法人通則法の一部が改正（国立大学法人法において準用）されたことに伴い、長崎大学業務方法書に内部統制システムの整備に関する事項を記載すること、及び業務方法書の変更に当たり、内部統制システムに関する体制の整備を求められていることから、長崎大学における内部統制に関する規則を制定することの説明があり、審議の結果、異議なく了承された。

(4) 平成 27 年度年度計画（案）について

理事（総務担当）から、資料 4 に基づき、平成 27 年度年度計画（提出版）について説明があり、審議の結果、異議なく了承された。

(5) 長崎大学職員就業規則等の一部改正について

理事（総務担当）から、資料 5 に基づき、講師（常時勤務する者に限る。）及び助教にも年俸制を適用できるようにするため、長崎大学職員就業規則及び長崎大学の年俸制を適用する大学教員の給与に関する規程を一部改正することの説明があり、審議の結果、異議なく了承された。

(6) 長崎大学職員給与規程等の一部改正について

理事（総務担当）から、資料 6 に基づき、研究科長の職務及び職責を適切に処遇に反映させる観点から、研究科長に支給する管理職手当の見直し等を行うこと、本学の給与に関する規程等の参考としている一般職の職員の給与に関する法律及び人事院規則が平成 26 年人事院勧告を受けて改正されたことに伴い、長崎大学職員給与規程

等を一部改正すること、及び病院に雇用される教育職員に特殊勤務手当、夜勤手当及び宿日直手当を支給できるようにするため、長崎大学の年俸制を適用する有期雇用職員の給与に関する規程を一部改正することの説明があり、審議の結果、異議なく了承された。

(7) 平成 27 年度学内当初予算配分（案）及び平成 27 年度資金繰計画（案）等について
理事（財務担当）から、資料 7-1-1 及び資料 7-1-2 に基づき、学内予算配分基本方針に基づく平成 27 年度の学内当初予算配分（案）における事項毎の経費配分、並びに資料 7-2 に基づき、平成 27 年度の資金繰計画（案）及び余裕資金運用計画（案）について説明があり、審議の結果、異議なく了承された。

(8) 平成 27 年度長期借入金認可申請（案）等について
理事（財務担当）から、資料 8 に基づき、大学病院の施設の老朽化に伴う再整備について、平成 26 年度に引き続き、施設・設備整備の財源として長期借入金を借り入れる予定であり、そのための平成 27 年度予定事業である大学病院の再整備事業「中央診療棟」、「再開発（中央診療棟）設備」の事業費に係る財源としての長期借入金に係る認可申請（案）、並びに国立大学法人法第 34 条により、長期借入金を行う場合は償還計画を作成し、文部科学大臣の認可を受ける必要があり、そのための本学における病院施設の再整備事業に伴う長期借入金及び国立学校特別会計時より承継した長期借入金に係る償還計画（案）について説明があり、審議の結果、異議なく了承された。

(9) 医学部体育館横の隣接地の土地取得について
理事（財務担当）から、資料 9 に基づき、医学部体育館横の隣接地の土地取得について説明があり、審議の結果、異議なく了承された。

(10) 公的研究費不正使用防止に関する基本方針（案）並びに公的研究費の使用に関する行動規範（案）の制定について
理事（財務担当）から、資料 10 に基づき、公的研究費の取扱いに関する規程に基づき、長崎大学における公的研究費の不正使用防止に関する基本方針、及び長崎大学における公的研究費の使用に関する行動規範を制定することの説明があり、審議の結果、異議なく了承された。

(11) 長崎大学インスティテューショナル・リサーチ室規則の制定について
理事（総務担当）から、資料 11 に基づき、長崎大学の経営戦略の立案及び実行のために、学内外の様々なデータの収集、分析及び可視化を行い、学長の意思決定を支援するインスティテューショナル・リサーチ室を平成 27 年 4 月 1 日に設置することに伴い、同室の組織、運営等に関し必要な事項を定めた長崎大学インスティテューショナル・リサーチ室規則を制定することの説明があり、審議の結果、異議なく了承された。

(以上)